

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市国際交流協会会員名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部文化国際課 電話番号 0476-20-1534	
個人情報ファイルの利用目的	会員の管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6国籍、7電話番号、8職業、9資格	
記録範囲	成田市国際交流協会会員	
記録情報の収集方法	本人から国際交流協会入会申込書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市国際交流協会国際交流ボランティア名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部文化国際課 電話番号 0476-20-1534	
個人情報ファイルの利用目的	国際交流ボランティア会員の管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4国籍、5住所、6国籍、7電話番号、8メールアドレス、9資格、10家族構成	
記録範囲	成田市国際交流協会国際交流ボランティア会員	
記録情報の収集方法	本人から国際交流協会国際交流ボランティア登録申込書（語学/ホストファミリー）の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市平和啓発推進協議会会員名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部文化国際課 電話番号 0476-20-1534	
個人情報ファイルの利用目的	当該協議会運営のため（協議会会員との連絡のため）	
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号、4生年月日	
記録範囲	平和啓発推進協議会会員	
記録情報の収集方法	本人からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市中学生折り鶴平和使節団団員名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部文化国際課 電話番号 0476-20-1534	
個人情報ファイルの利用目的	団員及び保護者との連絡のため。派遣後は平和啓発事業への協力依頼のため。	
記録項目	1住所、2氏名、3性別、4電話番号、5生年月日、6中学校名	
記録範囲	成田市中学生折り鶴平和使節団団員	
記録情報の収集方法	各中学校からの推薦書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市中学生姉妹都市友好訪問団団員名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部文化国際課 電話番号 0476-20-1534	
個人情報ファイルの利用目的	団員及び保護者との連絡のため。派遣後は本事業を中心とした国際交流事業への協力依頼のため。	
記録項目	1住所、2氏名、3性別、4電話番号、5生年月日、6中学校名、7保護者氏名、8Eメールアドレス	
記録範囲	成田市中学生姉妹都市友好訪問団団員	
記録情報の収集方法	本人からの申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市文化団体連絡協議会加盟団体名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部文化国際課 電話番号 0476-20-1534	
個人情報ファイルの利用目的	協議会所属団体との連絡のため	
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号	
記録範囲	協議会加盟団体代表者	
記録情報の収集方法	協議会会長からの情報提供による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市文化芸術センター使用者登録申込書（登録番号順）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	シティプロモーション部文化国際課 電話番号 0476-20-1534	
個人情報ファイルの利用目的	成田市文化芸術センター貸館事業に関する業務のため	
記録項目	1住所（団体所在地もしくは個人宅）、2電話番号、3氏名	
記録範囲	施設使用団体代表者及び担当者 個人使用の場合は使用者本人	
記録情報の収集方法	使用者本人もしくは団体担当者からの使用者登録申込書の提出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		